

特 記 仕 様 書

業務番号 東農水（整委）第20号

事業名 県営銀地区経営体育成基盤整備事業

業務名 銀ほ第21号委託

業務場所 青森市浪岡大字銀 地内

履行期間 契約締結の翌日 ～ 令和9年3月10日

—測量・設計・地質調査業務特記仕様書

第1章 総 則

(適用範囲)

第1-1条 本業務は、「~~測量業務共通仕様書~~」及び「農村整備設計業務共通仕様書」及び「地質調査業務共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）によるほか、この特記仕様書によるものとする。

(目的)

第1-2条 この業務は、県営銀地区経営体育成基盤整備事業で実施する農業用排水施設（用水路工）及び農道工に係る工事請負設計書作成に使用する~~測量及び設計及び地質調査業務~~を行うものである。

(業務場所)

第1-3条 業務場所は、青森市浪岡大字銀地内で、別添位置図に示すとおりである。

(業務概要)

第1-4条 業務の概要は、「別表1」に示すとおりである。

(管理技術者)

第1-5条 管理技術者は、各共通仕様書の規定によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る技術部門・選択科目は次のとおりである。

資格	技術部門	選択科目
技術士	農業部門	農業土木、農業農村工学
	総合技術監理部門	上記と同様とする。
シビルコンサルティング マネージャー	農業土木部門	
博士	農学	

(照査技術者)

第1-6条 本業務の実施に当たっては、委託契約書に規定する照査技術者を配置しなければならない。

1 照査技術者は、各共通仕様書の規定によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る技術部門・選択科目は次のとおりである。

資格	技術部門	選択科目
技術士	農業部門	農業土木、農業農村工学
	総合技術監理部門	上記と同様とする。
シビルコンサルティング マネージャー	農業土木部門	
博士	農学	

2 照査計画の作成にあたっては、照査の方法、事項について調査職員と協議のうえ作成するものとする。

3 成果物の照査に用いる資料は、調査職員と協議するものとし、作成した資料は、報告書に含めて提出するものとする。

4 当該業務の中で照査技術者は、管理技術者を兼務することができない。

第2章 測量業務 ※該当なし

(基本条件)

第2-1条 測量成果は、本委託業務全体の精度等を左右する基礎であることを十分認識のうえ、線形及びプラス杭（断面変化点には必ず設置する。）は、管理技術者が現地で選定するものとする。

2 測量の方法、観測機械の種類、精度等については、青森県農業農村整備事業等測量作業規程（農林水産省農村振興局制定の測量作業規程・運用基準を一部読み替えて準用）による。

(測量業務内容)

第2-2条 測量業務の内容は、別添「積算数量表」のとおりであり、作業項目は「別表3-1」に示すとおりである。

(障害物の伐採)

第2-3条 本業務実施のために伐採した障害物に係る補償は、原則として発注者において処理する。ただし、調査職員の指示を受けずに伐採したもの又は不注意により伐採したものの補償は、受注者の責任において処理する。

(測量業務の留意点)

第2-4条 測量業務の実施に当たり特に留意する点は、次のとおりである。

- 1 中心線測量の測点間隔は50m、横断測量の幅は45mまでとする。
- 2 横断測量の測点の優先順序は、プラス杭・役杭・No杭の順とする。
- 3 トラバー杭及び仮BM杭は、土工作业により無くならない位置に設置する。
- 4 本業務で実施する現地測量データは、同時期に発注する関連委託業務で使用予定である。
- 5 路線測量の中心線、縦断測量は、農道及び農道に並行する用水路又は用水路が並行している区間においては、どれか一路線でこれを行うこととしている。

(用地測量の基準及び精度等)

第2-5条 本業務の実施に必要な条件は、次のとおりである。

- 1 測量の基準は、世界測地系に基づく平面直角座標系（公共座標）による。
- 2 測量及び面積測定の精度区分は、不動産登記規則による。
- 3 縮尺は、原則として1/500とする。

(公共測量)

第2-6条 基準点測量及び水準測量、その他必要な測量について、受注者は公共測量に係る手続きの補助をするものとする。

第3章 設計業務

(適用する技術基準等)

第3-1条 適用する技術基準等は、技術基準及び参考図書とし、その中で土地改良事業設計

基準 設計「水路工」「農道」を優先して適用するものとする。

(設計条件)

第3-2条 設計業務における設計条件は、「別表2」に示すとおりである。

(設計業務内容)

第3-3条 設計業務の内容は、別添「積算数量表」のとおりであり、作業項目は「別表3-1」に示すとおりである。

(設計業務の留意点)

第3-4条 設計業務の実施に当たり留意する点は、次のとおりである。

- 1 設計に当たっては、造成される施設が必要な機能及び安全で所要の耐久性を有するとともに維持管理、施工性及び経済性について考慮しなければならない。
- 2 環境との調和に配慮した事業の施行とするため、事業実施により想定される環境影響を調査及び整理し環境配慮対策について検討すること。(土地改良法第1条第2項)
- 3 設計に当たって使用した理論、公式、文献等及びページは、報告書に明示するものとする。
- 4 計算過程は省略してはならない。
- 5 施工上特に注意する点を特記する必要がある場合には、設計図に記入するものとする。
- 6 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について、事前に調査職員へ説明するものとする。
- 7 数量計算は、「土地改良工事数量算出要領(案)」により行うものとし、算出した結果は「土地改良工事工種の体系化」に基づき、工種別、区間別に取りまとめるものとする。なお、算出要領(案)及び工事工種の体系化は、農林水産省ホームページからダウンロードできる。

【<http://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/index.html>】

第4章 地質調査業務

(地質調査業務内容)

第4-1条 地質調査業務の内容は、別添「積算数量表」のとおりであり、作業項目は「別表3-2」に示すとおりである。

(地質調査業務の留意点)

第4-2条 地質調査業務の実施に当たり留意する点は、次のとおりである。

- 1 作業実施の順序、方法等は調査職員と緊密な連絡をとり、作業の円滑な進捗を図るものとする。
- 2 共通仕様書、参考文献貸与資料で相互に矛盾がある場合や、字句の解釈に疑義の生じた場合は調査職員の指示を受けるものとする。
- 3 本調査にあたり、交通事故等を防止するための必要な措置を講じるとともに、第三者に損害を与えた場合には、受注者の責任において措置するものとする。

第5章 貸与品・打合せ・成果物

(貸与品等)

第5-1条 貸与品は、「別表4」に示すとおりである。貸与後は必要事項をコピー等し、速やかに返却すること。

(参考図書及び貸与資料の取扱い)

第5-2条 前条及び共通仕様書に示す参考図書、貸与資料等の取扱いは次のとおりとする。

- 1 参考図書及び貸与資料の記載事項で相互に矛盾がある場合や解釈に疑義が生じた場合は、調査職員と協議する。
- 2 参考図書は設計作業時点の最新版を用い設計作業中に改定された場合には、調査職員と協議する。
- 3 貸与資料は原則として、第1回打合せ時に一括貸与するものとし、調査職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。

(打合せ)

第4-3条 打合せ時期及び回数等は、「別表5」に示すとおりであり、打合書はその都度取り交わすものとする。

(成果物)

第4-4条 提出すべき成果物は、「別表6」に示すとおりである。

(成果物の装丁等)

第4-5条 成果物の装丁等は、下記によるものとする。

- 1 業務報告書はできるだけ分冊を避けること。
- 2 装丁等については、必要に応じて工種・路線名を明記すること。
- 3 受注者は、「青森県電子納品運用ガイドライン」に基づいて作成した電子データにより、成果品を提出するものとする。なお、ガイドラインで特に記載が無い項目については、調査職員と協議のうえ決定するものとする
- 4 提出先は、東青県東青農林水産事務所（青森市長島二丁目10-3）とする。

第6章 その他

(電子納品業務)

第6-1条 本業務は、電子納品業務である。

- 1 電子納品対象は、報告書、数量計算書等、図面、現場写真とし、作成要領は国土交通省が定める「工事完成図書の電子納品要領（案）」、「デジタル写真管理情報基準（案）」、「CAD製図基準（案）」によるほか、「青森県電子納品運用ガイドライン」による。
- 2 成果品の電子媒体は、2部提出すること。
- 3 なお、国土交通省が定める電子納品に関する要領・基準は、国土交通省国土技術政策総合研究所のホームページ【<http://www.cals-ed.go.jp/>】から閲覧、ダウンロードできる。
- 4 また、「青森県電子納品運用ガイドライン」は、青森県庁のホームページ【<http://www.pref.aomori.lg.jp/kotsu/build/ken-gijutsu.html>】の「CALS/EC」

のページよりダウンロードできる。

(積算内訳書)

第6-2条 積算内訳書は別添「積算数量表」に基づき作成すること。なお、積算に当たっては「積算参考資料」を参照のこと。

2 積算においての補正内容は「別表3-1」に示すとおりである。

3 本業務に計上する一括計上価格は、最低制限価格の算出において直接業務費として取り扱うものとする。

別表1 業務概要

項 目	内 容
1 設計業務	農道工、用水路工実施設計 N=1式
2 地質調査業務	スクリーウェイト貫入試験 N=2箇所

別表2 設計条件

項 目	内 容
1 農道工	区 分 : ・支線道路Ⅰ型(幅員4.0/5.0m) ・支線道路Ⅱ型(幅員3.0/4.0m)※ 構 造 : 砂利舗装 設計対象延長 : L= 1,426.30m ※うち支線道路Ⅱ型はL=107.10m 対 象 路 線 : 別添図参照
2 用水路工	計画用水系統 : 第1、2分水掛かり 系統別計画用水量 : 代掻き期 0.216m ³ /s、普通期 0.155m ³ /s 既製品使用区分 : 使用する 設計対象延長 : L=2,481.60m 対象路線及び路線別計画用水量 : 別添図参照のほか貸与品による

別表3-1 設計業務内容

作 業 項 目	数 量	補 正 内 容 等
■ 農道工実施設計 (作業内容は、「農林水産省土地改良 工事積算基準(調査・測量・設計) 令和7年度」による。)		基本設計 : なし 難易度補正 : Ⅰ 設計対象延長 : L=1,426m 地形条件 : 平坦地で屈曲が少ない 車線数 : 1車線の場合
1 線形計画・設計 縦横断計画	1 式	個別補正 : 0.40 測点間隔による補正
2 土工計画作成 2-1 縦平面図作成	1 式	個別補正 : 0.40 作業項目数による補正
2-2 横断面設計図作成	1 式	個別補正 : 0.33 作業項目数による補正
3 工事数量計算 土工、法面工等	1 式	個別補正 : 0.33 作業項目数による補正
4 照査	1 式	個別補正 : 0.36 作業項目数による補正

作 業 項 目	数 量	補 正 内 容 等
5 点検取りまとめ	1 式	個別補正：0.33 対象作業項目数による補正
■ 用水路工実施設計 (作業内容は、「農林水産省土地改良 工事積算基準（調査・測量・設計） 令和7年度」による。)		難易度補正：I 設計対象延長：L=2,482m 複合設計区分：区分する 既製品使用区分：区分する 流量区分：Q<2m ³ /s
1 現地調査	1 式	個別補正：1.00 路線数による補正
2 資料の検討	1 式	個別補正：0.50 作業項目数による補正
3 設計計画 3-1 基本条件の検討	1 式	個別補正：0.25 概ね調査計画で取りまとめ済み
3-2 水路タイプ及び 断面形状の検討	1 式	個別補正：0.25 概ね調査計画で取りまとめ済み
4 水理検討 水理計算	1 式	個別補正：0.25 概ね調査計画で取りまとめ済み
5 平面縦断図作成	1 式	個別補正：0.50 作業項目数による補正
6 土工図作成	1 式	個別補正：0.50 作業項目数による補正
7 数量計算	1 式	個別補正：0.40 作業項目数による補正
8 照査	1 式	個別補正：0.50 作業項目数による補正
9 点検取りまとめ	1 式	個別補正：0.45 対象作業項目数による補正

別表 3-2 地質調査業務内容

作 業 項 目	数 量	内 容	補正内容
スクリーウェイト貫入試験	10.00m	1箇所あたりGL-5m以内	

別表4 貸与品

貸 与 資 料 名	部 数	備 考
県営銀地区経営体育成基盤整備事業 調査計画委託報告書	1部	
銀ほ第6号委託測量業務報告書	1部	
銀ほ第9号委託測量業務報告書	1部	
その他、必要と認められるもの		

別表5 打合せ

項 目	作業段階	回 数	内 容
設 計	業 務 着 手 前	1回	業務基本的事項及び業務計画、設計方針の概略について打合せする。
	中 間 打 合 せ	2回	細部条件、構造細目等について打合せる。
	報 告 書 原 稿 作 成 段 階	1回	成果物の取りまとめ方について打合せる。また、管理技術者は必ず同席すること。

別表6 成果物

成果品名	内 容	規 格	部 数
業務報告書	設計・数量計算書 等	A-4	2 部
図 面	設計関係図面（平面図・縦断図・横断図・標準断面図 等）	A-3	2 部
電子成果品	業務報告書及び図面データ	CD-R	2 部
・装丁はチューブファイルとし、原図は提出を要しない。（電子データのみで可） ・業務報告書は可能な限りMicrosoft Word・Excel形式で作成すること。			